

新潟市民病院人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第5号

新潟市民病院人事評価実施規程の一部を改正する規程

新潟市民病院人事評価実施規程（平成28年新潟市民病院管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、人事評価の評価期間については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。